

『生活保護の基本問題 [生活保護百問百答第三輯]』

小山進次郎 [編]

日本社会事業協会 [刊] 1949年12月 17.5cm / 261頁 図書番号 OF-1086

1946 (昭和 21) 年に生活保護法が制定され、「困窮者に対して適当な保護の措置を与える」ことは国の責任とされた。しかし、保護の内容は「保護を要する者の生活の実態」等を考慮した「最も適当なもの」でなければならず、このため保護業務を担う者は「多くの問題」にぶつかった。本書は保護業務の担当者のために、生活保護法の「最も基本的な問題」を論じたものである。

第 1 部第 1 章では、扶養について論じる。生活保護法第 3 条には「扶養義務者が扶養をなし得る者には (中略) この法律による保護はこれをなさない」とあり、困窮者は「先ず扶養義務者の扶養を受けなければならない」とする。民法では扶養義務を負うのは配偶者、直系血族と兄弟姉妹、家庭裁判所が扶養義務を認めた三親等内の親族と定めている。ゆえに、扶養義務者がいる場合は程度と方法を決めて扶養させるべきとする。そして「足らざる部分」があれば、生活保護で補うことが望ましいとする。

第 2 章では、資産の取扱いを論じる。生活保護を受ける際は保有資産の処分が要請されるが、これは「保護を受ける前に生計維持のため可能なあらゆる手段を尽くさなければならぬ」からである。ただし、「厳正且つ徹底した取扱い方」では「生活に苦しむ人々の立ち直る力の源を枯渇させて」しまうため、「状況に応じてその取扱いにも弾力性をもたせなければならない」としている。本章では何を資産とみなすか、資産を処分すべきか活用させるべきかを具体例を挙げて解説している。

第 3 章では、医療を取り上げる。生活保護法による医療保護は「一般医学通念によって治病上必要にして十分なりと認められる診療」でなければならない。しかし実際には過剰な診療等も多いため、「必要以外の診療をしない」という方針を徹底すべきと述べている。

第 2 部では、統計から生活保護制度を概観する。生活保護法による被保護者数は 1946 年に全国で約 317 万人だったが、1949 年には半減した。対して被保護者への生活扶助費は「インフレーションによる一般物価の上昇」により増加している。東京都では一世帯当たりの生活扶助費基準額は 1946 年 5 月に月額 252 円であったが、1949 年 5 月には 5,290 円となった。しかし、同年 5 月の東京都における一世帯平均家計支出額の 1 万 4,276 円と比べると、基準額は平均支出額の 37% でしかない。この結果より、被保護世帯の生活が「苦しい生活であることが計数的にもはっきりと現われている」として、「今後生活扶助費の基準額をもっと充実したものにしなければならない」とする。

最後は、社会保障制度と生活保護制度の関係を論じる。社会保障制度とは「国民の最低生活を国が保障する制度」であり、日本では「生活保護制度が社会保障制度の一翼になう」とする。しかし「それだけでは不十分」なので、「社会保障制度の速やかなる実現」が必要と説く。社会保障制度の内容は社会保障制度審議会で検討中だが、国民健康保険制度の強化等が制度の柱になるとしている。また、生活保護法に関しても「満足すべき状態にはない」ので、「保護の種類として新たに教育扶助と住宅扶助を創設すべき」等の改善点を指摘した社会保障制度審議会の勧告に従うべきと結んでいる。

(井上学・市政専門図書館司書主任)